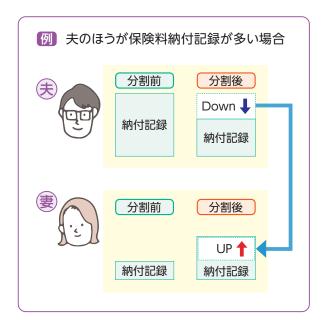
年金分割制度をご存知ですか?

年金分割は、離婚等をした場合に、婚姻期間中の厚 生年金の算定基礎となる保険料納付記録(*1)を当事 者間で分割できる制度です。年金の記録を分けること であり、受給する年金の金額を分割するものではあり ません。

老齢厚生年金は、保険料納付記録を基に算定される ため、働き方により夫婦間で年金額に大きな差が生じ ることがあります。

そのため、婚姻期間中に納めた保険料納付記録を夫 婦の共有財産として扱い、両者の記録を合算し、任意 の割合で按分することで、将来の厚生年金額に反映す ることができます。このことにより、離婚後の夫婦の厚 生年金額の不均衡が是正されることになります。

※1 標準報酬月額および標準期末手当等(標準賞与額)



分割方法 ▶分割方法は、次の2種類です。

介意分割制度

離婚等をした当事者双方の合意や裁判所の決定により、按分割合(*2)が定められている場合に、当事者から の請求により、婚姻期間中における保険料納付記録を分割できる制度で、多い方から少ない方へ分割されます。 ※2 按分割合の上限は50%です。

3号分割制度

平成20年4月以降の国民年金の第3号被保険者(*3)期間に係る年金分割制度で、第3号被保険者であった 方からの請求により、当該期間の相手方の保険料納付記録の2分の1が分割される制度です。この制度は、双方 の同意や裁判所の決定がなくても請求できますが、第3号被保険者ではない期間や平成20年4月以前の婚姻 期間については、分割されません。

※3 会社員や公務員など厚生年金保険加入者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

注意事項等 ▶年金分割の請求には時効がありますので、特にご注意ください。

- 年金分割 (標準報酬改定請求書) の請求期限は、離婚日等の翌日から起算して原則2年以内です。
- 年金分割に係る情報提供請求は離婚前でも行うことができます。なお、この請求のみでは年金分割は行われ ません。
- 事実婚関係の場合は、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者であった期間が分割の対象となります。
- 年金分割の効果は、厚生年金部分のみであり、老齢基礎年金(国民年金)は分割の対象にはなりません。

給付貸付課年金担当 63-5320-6828